

第20期

定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2026年6月24日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

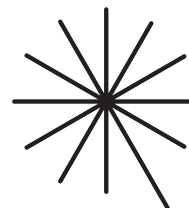


開催場所

神奈川県横浜市西区みなとみらい1丁目1-2
パシフィコ横浜ノース4階 G403/G404

目次

第20期 定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使のご案内	4
株主総会参考書類	7
第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件	
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	



QD LASER



パソコン・スマートフォン・タブレット
端末からも招集通知をご覧いただけます。

株式会社QDレーザ

証券コード：6613

議決権行使期限

2026年6月23日（火曜日）午後5時30分まで

証券コード6613
2026年6月4日
(電子提供措置の開始日 2026年6月2日)

株主各位

神奈川県横浜市戸塚区上倉田町206番地1
株式会社QDレーザ
代表取締役社長 大久保 潔

第20期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第20期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第20期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。



・当社ウェブサイト <https://www.qdlaser.com/ir/meeting/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。下記ウェブサイトアクセスし、銘柄名（QDレーザ）又は証券コード（6613）を入力・検索し「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

・東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



・「ネットで招集」

<https://s.srdb.jp/6613/>



株主の皆様におかれましては、同封の議決権行使書用紙のご郵送又はインターネット等によって議決権を行使することができますので（3～5ページご参照）、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2026年6月23日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月24日(水曜日) 午前10時(受付開始 午前9時)
2. 場 所 神奈川県横浜市西区みなとみらい1丁目1-2

パシフィコ横浜ノース4階 G403/G404

※昨年と同一建物内ですが、階が異なりますのでご注意ください。

3. 会議の目的事項

報告事項

第20期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)3名選任の件

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

○書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。

従いまして、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

・計算書類の「個別注記表」

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 定時株主総会当日のお土産の用意はございませんので、何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

(ご参考)



招集ご通知をインターネットで簡単・便利に!!

「ネットで招集」のご案内



本招集ご通知は、「ネットで招集」を採用しています。
ぜひ、ご活用ください。

アクセスはこちら!! ▶ <https://s.srdb.jp/6613/>

招集ご通知の掲載内容をコンパクトにまとめ、スムーズな画面遷移を実現した「ネットで招集」。
パソコン・スマートフォン・タブレット端末からいつでもどこからでもご覧いただけます。

POINT ① 議決権行使ウェブサイトへ簡単アクセス

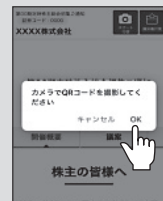
このボタンからインターネット議決権行使ウェブサイトへアクセスいただけます。

POINT ② 「スマート行使」に簡単アクセス!

カメラが起動し、議決権行使書用紙のQRコードを撮影すると、ID・パスワードなしで議決権行使ウェブサイトへアクセスいただけます。



「スマート行使」
ボタンをタッチ後
「OK」を選択で
カメラが起動しま
す。



議決権行使書用
紙のQRコード
を撮影し、撮影
した写真の画面
で「写真を使用」
をタッチ。



「OK」を選択後、
「スマートフォン
用議決権行使ウ
ェブサイト」へア
クセスいただけます。



POINT ③ 簡単スケジュール登録

開催日時はGoogleカレンダーと連携しています。Googleカレンダーを利用している方は簡単にスケジュール登録をすることができます。



POINT ④ 株主総会会場へのアクセスにも便利

開催場所の地図はGoogleマップと連動しています。



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



書面（郵送）で 議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否
をご表示のうえ、ご返送ください。議決
権行使書面において、議案に賛否の表示
がない場合は、賛成の意思表示をされた
ものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2026年6月23日（火曜日）
午後5時30分到着分まで



インターネットで 議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、議案の賛否を
ご入力ください。

行使期限

2026年6月23日（火曜日）
午後5時30分入力完了分まで



株主総会に ご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封
の議決権行使書用紙を会場受付へご提出
ください。

株主総会開催日時

2026年6月24日（水曜日）
午前10時

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 123456789 議決権行使回数 10回

〇〇〇株式会社 御中
 当社は、COOの株式の譲渡
 COOの株主として、譲渡された株式を
 所有する旨を議決書の「注」欄に記載
 していただくようお願いいたします。

〇〇〇〇 〇〇 〇〇

本議決権行使書
 の有効な投票
 権は、次の
 条件を満た
 したものと
 見做します。

103-8670
 子会社法人番号1111
 2-1
 みずほ 花子

〇〇〇〇
 R00000

M-+++++-----
 00000000000000000000 K11-00000001

インターネットによる議決権行使は、インターネットを利用した投票システム
 を利用して行うことができます。このシステムは、インターネットを利用した投票システム
 として構築されています。

〇〇〇株式会社

議案番号	議案名	賛成	反対	棄権	投票
1	議案第1号	○	○	○	○
2	議案第2号	○	○	○	○
3	議案第3号	○	○	○	○
4	議案第4号	○	○	○	○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

図は議決権行使書のイメージであり、実際の議決権行使書とは
異なります。実際の議案数は 1 つです。

第1号議案、第3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を
反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

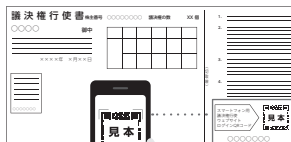
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取扱い
いたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマートSR」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 「スマートSR」画面上部の「議決権行使サイトへ」ボタンをタップします。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※通信環境の影響等により接続しづらい場合は、時間を置いて再度アクセスしてください。



「スマート行使」での議決権行使は **1 回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

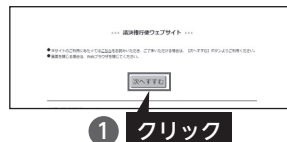
みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524
受付時間 9:00～21:00 (年末年始を除く)



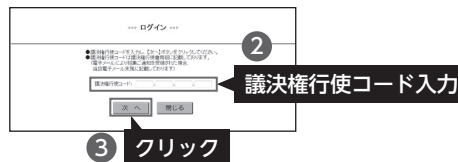
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

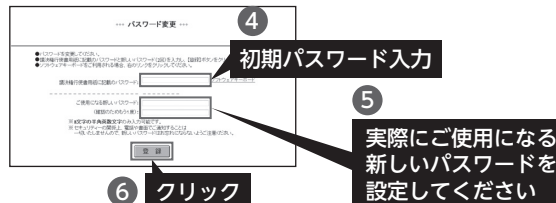
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

ライブ配信のご案内

第20期定時株主総会の模様をインターネットでライブ配信いたします。

本総会におきましては、当日会場にご来場されない株主様にも株主総会の模様をご覧いただけるよう、映像と音声でライブ配信いたします。是非ご自宅等でご視聴ください。

配信日時

2026年6月24日（水曜日）
午前10時から株主総会終了まで

※ライブ配信サイトには、開始30分前からアクセス可能です。

■ 視聴方法

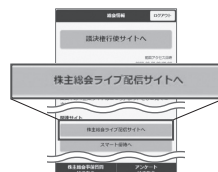
1. スマートフォン・タブレット端末等で視聴する場合

1 議決権行使書右下のQRコードを読み取ってください。



※QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です。

2 「スマートSR」画面の「株主総会ライブ配信サイトへ」ボタンを押下ください。



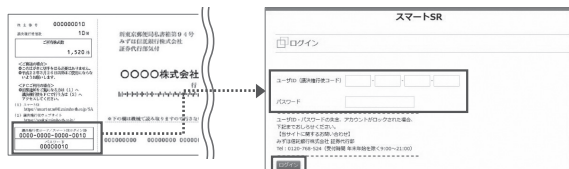
3 「株主総会ライブ配信サイト」に遷移します。以降は画面の案内に従ってご視聴ください。



2. PC等で視聴する場合

1 以下のURLより議決権行使書右片の裏面に記載の議決権行使コード・パスワードをご入力の上、「スマートSR」へログインしてください。

「スマートSR」URL <https://smart-sr.m041.mizuho-tb.co.jp/SA>



2 「スマートSR」画面の「株主総会ライブ配信サイトへ」ボタンをクリックしてください。

以降は画面の案内に従ってご視聴ください。



ご注意事項

- 事前に議決権行使をされる場合も、当日のライブ配信をご覧いただくことができます。
- ライブ配信の視聴方法等に変更がある場合は、最新の情報を当社ウェブサイト (<https://www.qdlaser.com/ir/meeting/>) でお知らせいたします。
- 当日ご出席いただいた株主さまの容姿は映さないようには配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ライブ配信では、ご質問などのご発言はお受けすることができませんので、あらかじめご了承ください。
- ライブ配信をご覧になるための「ID」および「パスワード」を第三者に共有すること、ライブ配信の模様を録音、録画、公開等することは、お断りいたします。
- ご使用のPC環境や、インターネットの接続環境等により、映像や音声に不具合が生じる場合がございます。
- ご覧いただく場合の通信料金等は、株主さまのご負担となります。

お問合せ先

みずほ信託銀行 証券代行部

0120-288-324

(平日9:00-17:00)

株主総会参考書類

第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

当社は、現在生じている利益剰余金の欠損を填補し、財務体質の健全化を図るとともに、株主還元を含む今後の資本政策の柔軟性と機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項及び同法第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金の全部を繰越利益剰余金に振り替える手続きを実施したいと存じます。

本議案は、発行済株式数を変更することなく資本金及び資本準備金の額を減少するものであるため、株主の皆様が所有する株式数や業績に影響を与えるものではありません。

また、今回の資本金及び資本準備金の額の減少において当社の純資産額に変更はございませんので、1株当たり純資産額に変更が生じるものでもございません。

1. 資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

2026年5月13日現在の資本金の額94,467,849円のうち84,467,849円減少し、10,000,000円といたします。

なお、当社が発行している新株予約権が、資本金の額の減少が効力を生ずる日までに行使された場合、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。

(2) 資本金の額の減少の方法

減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金へ振り替えます。

(3) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2026年8月31日を予定しております。

2. 資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額

2026年5月13日現在の資本準備金の額6,291,448,919円のうち1,361,075,967円減少し、4,930,372,952円といたします。

なお、当社が発行している新株予約権が、資本準備金の額の減少が効力を生ずる日までに行使された場合、資本準備金の額及び減少後の資本準備金の額が変動いたします。

(2) 資本準備金の額の減少の方法

減少する資本準備金の額の全額をその他資本剰余金へ振り替えます。

(3) 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2026年8月31日を予定しております。

3. 剰余金の処分の内容

上記1の資本金の額の減少及び上記2の資本準備金の額の減少の効力発生を条件として、当該減少により増加するその他資本剰余金の額1,445,543,816円の全額を繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充当いたします。

(1)減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金	1,445,543,816円
----------	----------------

(2)増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金	1,445,543,816円
---------	----------------

(3)剰余金の処分が効力を生ずる日

2026年8月31日を予定しております。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）3名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者について適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式数
1	<p>おおくぼ きよし 大久保 潔</p> <p>(1968年2月18日)</p> <p>重 任</p>	<p>1992年4月 2006年4月 2006年7月 2010年11月 2013年1月 2017年4月 2020年6月 2025年1月 2025年6月</p>	<p>三井物産株式会社入社 株式会社QDレーザ取締役（2010年まで） 三井物産株式会社金融市場本部 企業投資開発部投資事業室長 JA三井リース株式会社 アジア・大洋州三井物産株式会社 シンガポール支店 金融・新事業推進室長 三井物産株式会社コーポレートディベロップメント本部金融事業部アセットマネジメント事業室長 Mitsui & Co Global Investment, Inc. President & CEO 当社執行役員COO 当社代表取締役社長（現任）</p>	一株
2	<p>ながお おさむ 長尾 収</p> <p>(1960年1月27日)</p> <p>重 任</p>	<p>1982年4月 2005年7月 2006年4月 2009年10月 2012年4月 2015年4月 2018年3月 2022年1月 2024年4月 2024年6月 2025年6月</p>	<p>三井物産株式会社入社 株式会社MVC（現三井物産グローバル投資株式会社）代表取締役社長 株式会社QDレーザ取締役（2009年まで） 三井物産株式会社金融・新事業推進本部企業投資部長 米国三井物産上席副社長 米州本部業務本部長 株式会社ホープ顧問 株式会社インフォーマート代表取締役社長 同社取締役会長 同社取締役（現任） 当社代表取締役社長 当社取締役（現任）</p>	5,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式数
3	<p>は た の かおる 波多野 薫</p> <p>(1977年1月19日)</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">重 任</p>	<p>2001年4月</p> <p>2013年4月</p> <p>2017年5月</p> <p>2019年10月</p> <p>2021年7月</p> <p>2021年7月</p> <p>2022年6月</p> <p>2023年7月</p> <p>2025年1月</p> <p>2026年1月</p> <p>2026年5月</p>	<p>株式会社半導体エネルギー研究所入社</p> <p>トムソン・ロイター（現クラリベイト・アナリティクスジャパン株式会社）入社</p> <p>株式会社セクションC共同創業 代表取締役</p> <p>株式会社カルディオインテリジェンス共同創業</p> <p>同社知財・新規事業開発室</p> <p>国立大学法人東北大学特任教授（現任）</p> <p>当社取締役（現任）</p> <p>株式会社カルディオインテリジェンスR&D室</p> <p>一般社団法人久野塾執行役（現任）</p> <p>国立大学法人滋賀医科大学客員教授（現任）</p> <p>株式会社BioLumina代表取締役（現任）</p>	5,939株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 波多野 薫氏は社外取締役候補者であります。
3. 大久保 潔氏を取締役候補者とした理由は、これまで複数の投資企業等の経営者としての経験があり、当社の創業を含め成長段階の企業の事業戦略立案・実行、経営改善等々、多様な分野で手腕を発揮していることに加え、当社代表取締役社長に就任し、当社の経営方針の決定に重要な役割を果たしており、引き続き当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として適任であると判断したためであります。
4. 長尾 収氏を取締役候補者とした理由は、これまで複数の企業の経営者としての経験を有し、当社の創業を含め成長段階の企業における事業戦略の立案・実行や経営改善等において手腕を発揮してきたことに加え、当社代表取締役社長を歴任し、現在は取締役として当社の経営に貢献していることから、引き続き当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として適任であると判断したためであります。
5. 波多野 薫氏を取締役候補者とした理由は、これまで複数の研究開発型企業での知財業務経験や企業創業の経験を有することから、知財戦略の側面から当社の企業価値向上に貢献することが期待できるため、当社の社外取締役として適任であると判断したためであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって、4年となります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約において補填することとしており、その契約を更新する予定であります。なお、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
7. 当社は、社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。波多野 薫氏の社外取締役選任の承認をいただいた場合は、上記契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。
8. 当社は、波多野 薫氏を東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員として同取引所に届け出ており、同氏の選任の承認をいただいた場合には、引き続き独立役員に指定する予定であります。
9. 当社の独立社外取締役を選任する際の判断基準は、東京証券取引所の定める独立性判断基準を参考として、当社との間に利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものとしております。
10. 所有する当社の株式数は、2026年3月31日時点のものであります。

〈ご参考〉 スキルマトリクス

第2号議案の承認が得られた場合の取締役の知識・経験・能力等を一覧化したスキルマトリクスは以下のとおりとなります。

氏名	役職	企業経営・ 経営戦略	開発・ テクノ ロジー	セールス・ マーケ ティング	国際性・ ダイバー シティ	財務・ 会計・ 市場対応	M&A・ 戦略投資	法務・ リスクマネ ジメント
大久保 潔	取締役	○	○		○	○	○	
長尾 収	取締役	○			○	○	○	○
波多野 薫	取締役 (社外)		○	○	○			
内田 悟	取締役 監査等 委員 (社外)	○		○	○			
森 大輝	取締役 監査 等委員 (社外)							○
松下 修	取締役 監査等 委員 (社外)	○			○	○	○	

※ 「ガバナンス」は全ての取締役に求められることから一覧に記載しておりません。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2019年6月27日開催の第13期定時株主総会において年額2億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。以下「金銭報酬枠」といいます。）とご承認いただいております。また、当該金銭報酬枠とは別枠にて、2023年6月27日開催の第17期定時株主総会（以下「第17期定時株主総会」といいます。）において、パフォーマンス・シェア・ユニットを用いた業績連動型譲渡制限付株式報酬（以下「業績連動型譲渡制限付株式報酬」といいます。）の付与のために当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に対して支給する報酬の総額を年額2億円以内（当社が発行又は処分する当社普通株式の総数は年196,500株以内）とすることについてご承認いただいております。

今般、取締役の報酬の一部として業績連動型に加えて事前交付型の譲渡制限付株式を付与して対象取締役に早期かつ継続的な自社株式の保有を促すことにより、対象取締役に對する当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを強化するとともに、株主の皆様とのより一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に對し、事前交付型の譲渡制限付株式を付与することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は、取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものといたします。

- ① 対象取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行又は処分を行う方法
- ② 対象取締役に對して報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行又は処分を受ける方法（以下「現物出資交付」といいます。）

上記の譲渡制限付株式を付与する目的を踏まえて、本議案に基づき支給する報酬の総額は現行の金銭報酬枠の内枠とし、その報酬の総額は上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額8,000万円以内といたします。また、本議案に基づき対象取締役に對して発行又は処分される当社の普通株式の総数は、業績連動型譲渡制限付株式報酬の上限株式数とは別に設定することとし、年間196,500株以内といたします（ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合は、上記の上限株式数はその比率に応じて調整されるものといたします。）。

なお、現物出資交付の場合の1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とされない範囲において取締役会にて決定します。

また、各対象取締役への具体的な配分については、報酬諮問委員会の答申を経た上で、その意見を尊重して取締役会において決定することといたします。

なお、現在の対象取締役は2名であり、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、引き続き対象取締役は2名となります。

本議案に基づく譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものいたします。

- (1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記(1)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 当社は、譲渡制限期間中に、対象取締役が法令、社内規則又は本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (6) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定

める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

- (7) 上記(6)に規定する場合においては、当社は、上記(6)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

本議案は、対象取締役が早期かつ継続的な自社株式の保有を促すことにより、対象取締役の当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを強化するとともに、株主の皆様とのより一層の価値共有を進めることを目的とするものです。本議案についてご承認いただいた場合には、当社は、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を改定し、本議案に基づく譲渡制限付株式報酬を付与する内容にする予定ですが、本議案の内容はそのために必要かつ相当な内容となっています。また、本議案に基づき1年間に発行又は処分される株式数の上限の2026年5月14日現在の発行済株式総数（自己株式数を除きます。）に占める割合は、第17期定時株主総会においてご承認をいただいた対象取締役に対する業績連動型譲渡制限付株式報酬及び監査等委員でない社外取締役及び監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式報酬として発行又は処分する株式の総数と合計しても約0.99%であって過大な希薄化が生じるものではないことから、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

以 上

事業報告

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における世界経済は、米国新政権による保護主義的な通商政策の動向を背景に国際貿易の先行き不透明感が続くなか、中東情勢やウクライナ紛争の長期化、各国の金融・通商政策に伴う為替や物価の変動などにより、不安定な状況で推移しました。主要国においては金融引き締めの影響から景気減速感が見られる一方、サービス需要を中心に底堅い動きも見られましたが、地政学リスクの長期化や資源国・中東地域を巡る情勢変化への警戒感もあり、全体として先行き不透明な状況が継続しました。

わが国経済においては、物価高の継続や実質賃金の伸び悩みが個人消費の回復を抑制する要因となるなか、消費には一部持ち直しの動きが見られたものの、海外経済の減速や米国通商政策の影響を受け、輸出や設備投資には慎重な姿勢が見られました。また、政権交代を受けた経済・産業政策の方向性を見極める動きに加え、為替相場の変動やコスト上昇への警戒感もあり、企業マインドは総じて力強さを欠く状況で推移しました。このような環境のもと、国内経済の先行きについては引き続き不透明な状況が続いております。

このような環境下、当社は2025年6月24日付で代表取締役が交代し、新たな経営体制のもとで、より一層の事業推進とスピード感ある経営を図っております。2024年11月14日に発表した中期経営計画に沿って、2027年3月期での黒字化の実現を目指し、強みのある事業の更なる成長に向けた取組みと事業領域の再構築を進めております。

なお、2026年4月より、従来「視覚情報デバイス事業」としていたセグメント名称を「レーザ・オプティカルソリューション事業」に変更しております。このため、本資料においては2026年3月期についても変更後の事業名で表記しております。なお、この変更は視覚情報のみにとらわれず、レーザと光学技術を用いてソリューション事業の領域を拡大して展開することを目的として名称を変更したものであり、セグメントの内容に変更はありません。

事業別の動向としましては、レーザデバイス事業の分野では売上高は前事業年度から増加しました。製品別では高出力レーザ、量子ドットレーザが前事業年度から増収となりましたが、DFBレーザ、小型可視レーザが前事業年度から減収となりました。レーザ・オプティカルソリューション事業の分野では、開発受託増収により売上高は前事業年度から増加しました。

各製品の成果については次のとおりです。

- ・ DFBレーザにおきましては、センサシステム、半導体製造等の計測用光源の受注が増加した一方、精密加工用光源の受注が減少し、本製品の当事業年度売上高は495,741千円となりました。
- ・ 小型可視レーザにおきましては、国内向け顕微鏡用光源の受注が増加した一方、細胞解析装置大手顧客の在庫調整による受注減少や当社生産トラブルによる出荷遅延等により、本製品の当事業年度売上高は243,486千円となりました。
- ・ 高出力レーザにおきましては、640nmから905nmの波長帯で、主に産業用途向けの建設・DIY用水準器、照明、半導体工場用センサ、マシンビジョン、工場内データ通信用光源等、広範なニーズに対応してビジネス展開しております。これら全ての分野での受注が増加し、本製品の当事業年度売上高は259,141千円となりました。

- ・量子ドットレーザにおきましては、シリコンフォトニクス用光源として日米欧の9社と光コネクタ・チップ間通信、LiDAR用途で共同開発を継続して行っております。これら開発用量子ドットウエハの受注が増加し、当事業年度の売上高は174,879千円となりました。
- ・レーザ・オプティカルソリューション事業におきましては、次世代網膜投影型アイウェア（スマートグラス）に向けた各種要素技術の開発受託で、アイトラッキング駆動システムの開発を中心に受注が増加し、当事業年度売上高は199,552千円となりました。

当事業年度においては、事業の発展に合わせ、次の施策を行いました。

- ・「攻め」の土台となるベースライン計画と、その土台に基づく積極的な「攻め」となる成長可能性追求の両立に向けた道筋について示した中期経営計画に沿って、2027年3月期での黒字化を明確な目標とし、事業領域の再編成、共同事業化を含めた他社との提携の検討など計画達成のための取り組みを継続して行っていました。
- ・オールインワン小型可視レーザ「Lantana」製品の受注開始をはじめ、新波長の小型可視レーザ、半導体検査用超高速DFBレーザ等の開発を継続してまいりました。
- ・レーザ・オプティカルソリューション事業の構造転換施策として、アイトラッキング駆動システムを含む次世代アイウェアの開発受託をはじめ、スマートフォン装着型網膜投影機器や産業機器用光学モジュール・光学ユニットの開発を推進いたしました。
- ・眼のセルフチェックツール「MEOCHECK」に関して、判定結果が受診勧奨にあたることから、自主回収及びソフトウェアの改修を実施し、「MEOCHECK NEO」として新たな展開を開始いたしました。今後も引き続き、製品の品質・安全性確保及び法令の遵守に万全を期してまいります。
- ・中小企業庁が推進する「100億宣言」に参画し、今後10年間で売上高100億円超の達成を目指す中長期の成長ビジョン『10 by 10 to 100』を掲げるとともに、同宣言に並行して中小企業成長加速化補助金を申請し、2025年9月に採択が決定され、2025年12月に5億円の補助金交付が決定されました。本宣言は、持続的な成長を実現するために必要な経営資源の確保と、成長基盤の構築に取り組む当社の姿勢を示すもので、補助金交付決定後には将来の増産対応と研究開発の加速を目指して結晶成長装置の増設を決定し、装置の発注を行いました。
- ・新規結晶成長装置の購入資金として、株式会社りそな銀行より無担保無保証で計710,000千円の金銭消費貸借契約を締結し、2026年3月に330,000千円の借入による資金調達を行いました。残りの380,000千円については期末後になります。4月に資金調達を行っております。引き続き資本効率を意識した投資と組織体制の整備を行い、成長ビジョンの実現と企業価値の向上に取り組んでまいります。
- ・本社移転に先行し、主にレーザ・オプティカルソリューション事業が横浜市戸塚区に移転し、横浜戸塚サイト（YTS）として3月より稼働を開始いたしました。なお、本社機能及びレーザデバイス事業は4月よりYTSとは場所は異なりますが、同じく横浜市戸塚区の新本社にて稼働を開始しております。新たな拠点体制のもと、事業基盤の強化を進めるとともに、各拠点の機能を活かしながらより一層の事業成長を図ってまいります。
- ・台湾のThe Industrial Technology Research Institute（工業技術研究院：ITRI）および東京大学量子ドット荒川研究室と、量子ドット・コムレーザおよび関連する光電子技術に関する共同研究開発の基本合意書を締結し、AIデータセンター向け次世代光インターコネクタや光電融合分野への応用を見据えた国際共同研究体制を構築するとともに、PoCフェーズにおける技術実証を通じて、将来の実用化および事業展開に向けた基盤を整備いたしました。

これらの結果、当事業年度の事業別売上高はレーザーデバイス事業で1,173,248千円、レーザ・オプティカルソリューション事業で199,552千円となり、レーザーデバイス事業では継続して営業黒字となりました。全社では当事業年度の売上高は1,372,801千円、当期純損失は357,147千円となりました。

(2) 設備投資等の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は753,764千円であり、その主なものは、MBE3号機契約金330,000千円、新拠点内装等工事381,157千円、MBEバルブドクラッカーセル28,400千円であります。

(3) 資金調達の状況

当期において、MBE3号機の導入に伴う設備投資資金として、金融機関から長期借入金330,000千円を調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

対処すべき課題は次のとおりです。

・ 全社黒字化の達成

収益赤字が継続している中、2024年11月に中期経営計画を策定し、2027年3月期において黒字化を達成し、黒字化と成長可能性のバランスを図る事業計画を公表しました。この中期経営計画の2年目にあたる2026年3月期についても初年度にあたる2025年3月期に引き続き、売上高、利益とも計画を達成しております。中期経営計画の最終年度にあたる2027年3月期の全社黒字化に向けて取り組みを進めてまいります。なお2027年3月期の業績予想については2026年5月14日に公表済みとなっております。

・ レーザデバイス事業の成長

加工、センサ、バイオメディカル用光源領域では、既存製品の拡販と低コスト化、高付加価値製品の開発、新規アプリケーションへの参入を進め、中長期的に年率10%以上の安定的な事業成長を図ります。当社のコア技術である量子ドットは中長期的な成長ドライバーとして、光通信、LiDAR、民生品応用に向けた研究開発を進めてまいります。

・ スマートグラス実現に向けた取り組みの継続・拡大

レーザ・オプティカルソリューション事業の飛躍的成長を実現するためには、多くの方が日常的に使うスマートグラスへの技術採用が欠かせない要素です。共同事業のパートナー企業とともに、アイトラッキング機能の開発、低消費電力化、小型化、高精細化といった要素技術の成熟に向けて取り組むとともに、これまで蓄積した知財・ノウハウの収益化を目指してまいります。

・ 光学モジュール・ユニット領域での取り組み

レーザ・オプティカルソリューション事業のうち光学モジュール・ユニット領域においては、これまでの網膜投影技術、半導体レーザや光学設計技術、生産ノウハウを活かして、顧客の具体的なニーズに応じた製品や機能を提供することにより、新たなサプライチェーンの安定基盤構築を目指してまいります。

・ ビジョンサポート領域での取り組み

レーザー・オプティカルソリューション事業のうちビジョンサポート領域においては、新規スマートフォン装着型網膜投影機器の上市を目指し、テストマーケティングを開始いたしました。認知の浸透には相応の時間がかかると考えられますが、レーザー・オプティカルソリューション事業祖業ともいえるビジョンサポート領域での市場開拓、事業開発を進めてまいります。

・マーケティングと営業体制、新製品開発力の強化

市場・業界・顧客分析、及び分析に基づく戦略的営業活動を継続的に充実させるとともに、従来の定期的な顧客訪問、展示会の有効活用、国内外代理店との密な連携、企業パイプラインの強化と複線化、ウェブサイトの充実、Eコマースサイト活用を継続して、売上増大と利益確保を図ります。また、製品開発、研究開発基盤とマーケティングを連動させ、新製品開発力を強化します。

・水平分業提携先との協業体制の維持と発展

チップ作製、モジュールアッセンブリ、網膜投影機器生産提携先と、将来ビジョン、年間計画、各案件のスケジュール連携、結果のフィードバック、定期的な訪問、打合せ等を行い、より一層の関係強化を図ります。

・高品質・安定した製品の供給

高品質、高性能な製品を市場に供給し顧客満足度を継続して向上できるようISOに準拠した製品開発を行っています。また、顧客の性能、品質、価格、納期へのご要求に常に耳を傾け、開発・生産・営業が一体となりスピーディーに対応できる体制の継続的改善を行っています。

・MBE装置(分子線エピタキシー法による結晶成長装置)の維持管理

当社の技術を支えるMBE装置は事業部の移転に合わせて2026年4月に横浜市戸塚区の新拠点に移設を行い、生産再開に向けた立ち上げをスケジュール通りに進めているところです。また、2027年度には現在の4倍の生産能力を実現できるよう、新規MBE装置を導入する予定となっています。本装置は繊細な管理を必要とするため、日々の修繕において、安定的な運用を行うとともに、新規MBE装置設置後の早期稼働を実現できる体制の構築を図ってまいります。

・適切なコーポレートガバナンスとIR体制強化

開示書類の早期作成、業務プロセスの改善、内部管理体制の強化を継続的に推進するとともに、株主とのコミュニケーションを強化し、株主満足度の高いIR体制を構築してまいります。

当事業年度の営業損失は326,213千円となりましたが、レーザーデバイス製品の販売拡大とレーザー・オプティカルソリューション事業の収益化によって、長期安定的な経営へ繋げ、2027年3月期黒字化の実現に向けて事業を行ってまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区分	2022年度 第17期	2023年度 第18期	2024年度 第19期	2025年度 第20期
売上高	1,159,479千円	1,247,485千円	1,308,870千円	1,372,801千円
経常損失(△)	△546,884千円	△600,972千円	△443,547千円	△305,758千円
当期純損失(△)	△550,379千円	△642,627千円	△445,768千円	△357,147千円
1株当たり 当期純損失(△)	△15.16円	△15.44円	△10.68円	△8.55円
総資産	4,918,398千円	6,146,353千円	5,505,868千円	5,565,940千円
純資産	4,439,807千円	5,667,791千円	5,219,265千円	4,900,027千円
1株当たり 純資産	115.04円	135.60円	124.98円	116.88円

(注) 1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況 (2026年3月31日現在)

①親会社の状況

該当事項はありません。

②子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	議決権の所有割合	主要な事業内容
QD Laser Deutschland GmbH	3,372	100%	ドイツにおける治験結果の維持管理
QD Laser America, Inc.	1,363	100%	QDレーザ製品の輸入販売

(7) 主要な事業内容

事業	主要製品
レーザデバイス事業	GaAs基板をプラットフォームとする通信・産業用半導体レーザ部品及びエピタキシャルウエハ等の研究、開発、製造、販売及びマーケティング
レーザ・オプティカルソリューション事業※	レーザ技術を応用した網膜投影機器等の研究、開発、製造、販売、サービス及びマーケティング

※2026年4月より従来「視覚情報デバイス事業」としていた報告セグメントの名称を「レーザ・オプティカルソリューション事業」に変更しております。この変更は報告セグメントの名称変更のみであり、セグメント情報に与える影響はありません。

(8) 主要な営業所及び工場（2026年3月31日現在）

主要な営業所	所在地
本社	神奈川県川崎市※
横浜戸塚サイト	神奈川県横浜市

※2026年4月より神奈川県横浜市に移転しました。

(9) 従業員の状況（2026年3月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
50名（10名）	2名増	51.08歳	7.72年

(注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間平均雇用人員を（ ）外数で記載しております。

(10) 主要な借入先（2026年3月31日現在）

借入先	借入残高（千円）
株式会社りそな銀行	330,000

なお、当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行とコミットメントライン契約（融資限度額5億円）を締結しておりますが、当期末における実行残高はありません。

2. 株式の状況（2026年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 100,529,000株
- (2) 発行済株式の総数 41,840,875株（自己株式数829株を含む）
- (3) 株主数 53,143名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
JP JPMSE LUX RE UBS AG LONDON BRANCH EQ CO	551,700株	1.31%
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	414,045株	0.98%
石井 良明	397,200株	0.94%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	382,275株	0.91%
株式会社SBI証券	313,283株	0.74%
JP JPMSE LUX RE SOCIETE GENERALE EQ CO	258,915株	0.61%
川本 敏江	255,000株	0.60%
野村証券株式会社	248,600株	0.59%
松井証券株式会社	228,100株	0.54%
高橋 功	226,400株	0.54%

(注) 当社は、自己株式数（829株）を控除し、小数点以下第3位を切り捨てて算出しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は監査等委員でない社外取締役及び監査等委員である取締役に対して、株式保有を通じて株主との価値共有を高めることにより、企業価値の持続的な向上を図ることを目的に、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。なお、当事業年度は監査等委員会での判断により、監査等委員である取締役への交付は行いませんでした。

区分	株式数 (株)	交付対象者数 (人)
社外取締役 (監査等委員である者を除く)	3,283	1

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2026年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 取締役 取締役	大久保 潔 長尾 收 波多野 薫	株式会社インフォーマート 取締役 株式会社カルディオインテリジェンスR&D室 国立大学法人東北大学特任教授 一般社団法人久野塾執行役 国立大学法人滋賀医科大学客員教授
取締役(常勤監査等委員) 取締役(監査等委員) 取締役(監査等委員)	内田 悟 森 大輝 松下 修	光和総合法律事務所 パートナー 松下修公認会計士事務所代表 株式会社インフォーマート 社外取締役

- (注) 1. 取締役 波多野薫氏、内田悟氏、森大輝氏及び松下修氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 波多野薫氏は、これまで複数の研究開発型企業で知財や企業創業の経験があり、知財戦略に関する幅広い知識と見識を有しております。
3. 常勤監査等委員 内田悟氏は、これまで国内外複数の企業の経営者としての経験があり、グローバル企業経営の幅広い知識と見識を有しております。
4. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査担当者と監査等委員会との連携を可能とするため、取締役監査等委員 内田悟氏を常勤の監査等委員に選定しております。
5. 監査等委員 森大輝氏は、弁護士であり、弁護士としての業務経験を通じ、企業法務に高い見識を有しております。
6. 監査等委員 松下修氏は公認会計士であり、公認会計士としてのグローバル大手会計事務所等での業務経験を通じ、財務、会計及び税務に高い見識を有しております。
7. 2025年6月24日開催の第19期定時株主総会において松下修氏が取締役(監査等委員)に新たに選任され、就任いたしました。
8. 当社は、波多野薫氏、内田悟氏、森大輝氏及び松下修氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は各社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用及びそれらに付随する費用を補填することとしております。但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、私的な利益または便宜を違法に得たこと又は犯罪行為に起因する賠償請求等については補填の対象としないこととしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び執行役員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

①取締役の報酬等の総額

役員区分	員数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額	
			基本報酬	業績連動報酬等
				金銭報酬
取締役（監査等委員を除く）	4名	44,980千円	25,350千円	8,850千円
（うち社外取締役）	（2名）	（4,849千円）	（3,825千円）	（—）
取締役（監査等委員）	4名	14,301千円	13,680千円	—
（うち社外取締役）	（4名）	（14,301千円）	（13,680千円）	（—）
合計	8名	59,281千円	39,030千円	8,850千円
（うち社外取締役）	（6名）	（19,150千円）	（17,505千円）	（—）

役員区分	報酬等の種類別の総額	
	業績連動報酬等	非金銭報酬
	非金銭報酬	
取締役（監査等委員を除く）	9,756千円	1,024千円
（うち社外取締役）	（—）	（1,024千円）
取締役（監査等委員）	—	621千円
（うち社外取締役）	（—）	（621千円）
合計	9,756千円	1,645千円
（うち社外取締役）	（—）	（1,645千円）

(注) 1. 非金銭報酬として取締役に対して株式報酬を交付しております。

2. 当該株式報酬の内容は業績連動報酬等に含まれる非金銭報酬であり、パフォーマンス・シェア・ユニットです。

3. 金銭報酬はパフォーマンス・シェア・ユニットの金銭支給分を含んでおります。
4. 業績連動報酬に含まれない非金銭報酬は譲渡制限付株式報酬です。その交付状況は2. 株式の状況(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況に記載のとおりです。

②業績連動報酬等に関する事項

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下、本（4）②及び③において「業務執行取締役」といいます。）に対して事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるために、各事業年度の売上高、営業利益、企業価値等を総合的に勘案して算定した額を賞与として毎年一定の時期に支給することとしています。当事業年度は2025年3月期の売上高目標1,155百万円に対して1,308百万円の実績だったため、基準額の113%となります。

また、業務執行取締役に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めること、及び業務執行取締役の報酬と当社の業績との連動性を高めることを目的として、業績連動型譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。業績連動型譲渡制限付株式報酬制度は、業績目標の達成度に応じて譲渡制限付株式を交付する制度であり、譲渡制限期間は業務執行取締役等の地位を退任する日までです。業績連動型譲渡制限付株式報酬に係る指標は、2年間の各事業年度の売上高目標、営業利益目標の達成率、株価の増減率によって算定し、2年分を合計するものとしており、当該指標を選択した理由は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるとともに株主との利害共有の意識を高めるためであります。

また、監査等委員でない社外取締役（以下、本（4）②及び③において「非監査等委員社外取締役」といいます。）及び監査等委員である取締役に対して当社の企業価値の毀損の防止及び信用維持へのインセンティブを与えると同時に株主の皆様との一層の価値共有を進めること、及び非監査等委員社外取締役及び監査等委員である取締役に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に株主の皆様との一層の価値共有を進めることをそれぞれ目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。譲渡制限付株式報酬制度は、一定期間の役務提供を条件として譲渡制限期間満了時に譲渡制限を解除する内容の譲渡制限付株式を役務提供開始時に付与する制度であり、譲渡制限期間は取締役等の地位を退任する日までです。

③取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役（監査等委員を除く）の金銭報酬の額は、2019年6月27日開催の第13期定時株主総会において、年額200,000千円以内（ただし、使用人報酬相当額は含まない。）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は3名（うち、社外取締役は1名）です。

当社取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2019年6月27日開催の第13期定時株主総会において、年額35,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名です。

当社業務執行取締役の業績連動型譲渡制限付株式報酬の額及び数は、2023年6月27日開催の第17期定時株主総会において、上記報酬枠とは別枠で年額8,000万円以内、本制度に基づいて発行又は処分される当社の普通株式の総数は年196,500株以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の業務執行取締役の員数は2名です。

当社非監査等委員社外取締役及び監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式報酬の額及び数は2023年6月27日開催の第17期定時株主総会において、上記報酬枠とは別枠で非監査等委員社外取締役につき年額1,000万円以内、監査等委員である取締役につき年額1,000万円以内とし、本制度に基づいて発行又は処分される当社の普通株式の総数は非監査等委員社外取締役につき年24,500株以内、監査等委員である社外取締役につき年24,500株以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の非監査等委員社外取締役の員数は1名、監査等委員である取締役の員数は3名です。

④取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

ア. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

競争優位の構築と向上のため、多様で優秀な人材を保持すること、持続的な企業価値増大への取り組みを促進すること、株主との利害を共有することを踏まえた報酬体系を構築すべく、取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を2023年7月13日開催の取締役会において決議いたしました。

イ. 決定方針の内容の概要

1. 基本方針

取締役報酬は、(1)競争優位の構築と向上のため、多様で優秀な人材を獲得、保持すること、(2)持続的な企業価値増大への取組を促進すること、(3)株主との利害を共有することを目的としております。

業務執行取締役（社外取締役を除く監査等委員でない取締役を意味する。以下同じ。）の報酬については、(1)基本報酬（業績に連動しない金銭報酬を意味する。以下同じ。）、(2)短期インセンティブとしての単年度賞与（業績に連動する金銭報酬を意味する。以下同じ。）、(3)中長期インセンティブとしての業績連動型譲渡制限付株式報酬（業績に連動する非金銭報酬を意味する。以下同じ。）から構成することとし、持続的な業績向上を動機づけるものとしております。

非業務執行取締役（監査等委員でない社外取締役を意味する。以下同じ。）の報酬については、その役割に鑑み、(1)基本報酬、(2)中長期インセンティブとしての事前交付型譲渡制限付株式報酬（業績に連動しない非金銭報酬を意味する。以下同じ。）から構成することとしております。

2. 基本報酬の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、前年までの実績と貢献、当該事業年度の職責等に応じて他社水準、当社の業績を考慮しながら、総合的に勘案して支給額を決定するものとしております。

3. 単年度賞与の業績指標の内容および額の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

単年度賞与は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるために業績指標を反映した金銭報酬

とし、各事業年度の売上高、営業利益、企業価値等を総合的に勘案して算定した額を賞与として毎事業年度一定の時期に支給することとしております。

4. 業績連動型譲渡制限付株式報酬の業績指標の内容および額もしくは数またはその算定方法ならびに非金銭報酬等の内容および額もしくは数またはその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動型譲渡制限付株式報酬として、パフォーマンス・シェア・ユニットを用いた業績連動型株式報酬制度を採用し、評価期間の終了後に交付する株式には譲渡制限を付することとしております。なお、納税資金を確保する観点から、その一部を譲渡制限解除時に金銭で支給することとしております。

業績連動型譲渡制限付株式報酬は、原則として、中期事業計画において定める業績目標その他の客観的な当社の業績指標を評価指標として、その達成度に応じて、評価期間終了後に、当社の普通株式を交付することとしております。評価指標として採用する業績指標は各中期事業計画における経営上の重要性等に応じて取締役会において決定し、業績連動型譲渡制限付株式に係る権利は中期経営計画の状況等に応じて取締役会において定める時期に付与することとしております。

業績連動型譲渡制限付株式報酬として交付する株式の数および支給する金銭の額は、各々の職責等を考慮して定める基準となる数または額に、予め定めた評価期間における評価指標の達成度に応じた支給率を乗じて決定することとしております。

業績連動型譲渡制限付株式報酬として交付する株式には、業務執行取締役を退任までの間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないとの譲渡制限を付することとしております。

5. 事前交付型譲渡制限付株式報酬の内容および額もしくは数またはその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

非業務執行取締役に対して、取締役退任時に譲渡制限を解除する事前交付型譲渡制限付株式報酬制度を採用しております。

事前交付型譲渡制限付株式報酬は、一定期間の役務提供を条件として、取締役退任時である譲渡制限期間満了時に譲渡制限を解除する内容の譲渡制限付株式を付与するものであり、毎事業年度一定の時期（役務提供開始時）に付与することとしております。

譲渡制限付株式報酬として交付する株式の個人別の数は、基本報酬額を基準に算出した譲渡制限付株式報酬の基準額に基づいて決定することとしております。

6. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の報酬構成においては、多様で優秀な人材を確保、保持すること、中長期的な会社成長や企業価値との連動性をより高めるとともに株主との一層の価値共有を進めること等の取締役報酬の目的を踏まえて、目標達成時の標準的な報酬構成比率が基本報酬、単年度賞与および業績連動型譲渡制限付株式報酬について概ね以下の割合となるように設定することとしております。

基本報酬：単年度賞与：業績連動型譲渡制限付株式報酬＝70：10：20

非業務執行取締役の報酬構成においては、基本報酬および事前交付型譲渡制限付株式報酬の割合が概ね以下となるように設定することとしております。

基本報酬：譲渡制限付株式報酬＝80：20

7. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

各取締役に支給する基本報酬、単年度賞与、業績連動型譲渡制限付株式報酬および譲渡制限付株式報酬の個人別の額または数については、取締役会の諮問機関として、その過半数を独立社外取締役（監査等委員である者を含む。）で構成し、独立社外取締役を委員長とする報酬委員会において審議のうえ、当該審議の内容を最大限尊重して、株主総会において決議された報酬等の額及び内容の範囲内において、取締役会の決議により決定することとしております。

ウ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、取締役会の諮問機関である報酬委員会が各取締役の前年までの実績と貢献、当該年度の職責等に応じて検討を行っているため、取締役会もその判断を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

該当事項はありません。

4. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先である法人等と当社との関係

- ①取締役波多野薫氏の兼職先である株式会社カルディオインテリジェンス、一般社団法人久野塾並びに国立大学法人滋賀医科大学と当社との間には利害関係はありません。また、国立大学法人東北大学との間に取引関係はありますが、一般的な取引条件に基づく取引であり、特別な関係ではありません。
- ②監査等委員森大輝氏の兼職先である光和総合法律事務所と当社との間には利害関係はありません。
- ③監査等委員松下修氏の兼職先である松下修公認会計士事務所並びに株式会社インフォーマと当社との間には利害関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	当事業年度における主な活動状況
取締役	波多野 薫	当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席し、企業経営や知財に係る豊富な経験・見識から議案審議や契約締結、事業の枠組み等に関して必要な発言を行っております。
取締役 (常勤監査等委員)	内田 悟	当事業年度に開催された取締役会16回及び監査等委員会14回全てに出席し、企業経営に係る豊富な経験・見識から議案審議等に妥当性・透明性・客観性・適正性を確保するための発言を行っている他、業務執行の監査・監督のために社内の重要な会議に出席しております。
取締役 (監査等委員)	森 大輝	当事業年度に開催された取締役会16回及び監査等委員会14回全てに出席し、弁護士としての高い見識から議案審議や契約締結、規程改定等に関して妥当性・透明性・客観性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	松下 修	2025年6月24日の就任以降、当事業年度に開催された取締役会11回及び監査等委員会10回全てに出席し、公認会計士としての高い見識から議案審議や契約締結、規程改定等に関して妥当性・透明性・客観性・適正性を確保するための発言を行っております。

(注) 取締役(監査等委員) 松下修氏は、2025年6月24日開催の第19期定時株主総会において選任されたため、取締役会及び監査等委員会の開催回数が他の社外取締役と異なります。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 みおぎ監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は監査計画、監査内容、監査に要する工数及び工数単価を確認し、従来の実績値及び計画値との比較から報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬に関する代表取締役の決定は妥当であると認め、これに同意しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当すると判断した場合及び会計監査人の適格性、独立性を害するなどの事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認めた場合、監査等委員会は、監査等委員会規程に基づき、「会計監査人の解任」又は「会計監査人の不再任」を株主総会の付議案件とすることといたします。

6. 会社の体制及び方針

当社は、業務の適正性を確保するための体制として2015年10月15日の取締役会にて、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行っておりますが、2019年4月11日開催の取締役会において、以下のとおり一部改訂を行い、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。

内部統制システムの整備に関する基本方針は以下のとおりであります。

(1) 取締役、従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役及び従業員がとるべき行動の規範を示した「企業憲章」「行動規範」を制定し、取締役及び従業員が法令・定款等を遵守することを徹底する。
- ②取締役会は、取締役及び従業員が法令・定款等の遵守する体制を整備・運用するため、社内諸規程を制定し、随時その有効性を検証する。
- ③取締役会は、「取締役会規程」に則り会社の業務執行を決定する。
- ④代表取締役社長は、取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、かかる決定、取締役会決議、取締役会規程に従い職務を執行する。
- ⑤取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は会社の業務執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「経営文書管理規程」並びに「内部情報管理規程」に基づき、適切に作成、保存及び管理するとともに、取締役及び監査等委員は、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。
- ②法令又は取引所適時開示規則に則り必要な情報開示を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①「リスク管理規程」を制定し、代表取締役社長の下、管理部が組織横断的リスク状況の監視並びに全社的な対応を行い、各部門所管業務に付随するリスク管理は担当部署が行うこととする。
- ②各部門の責任者は、自部門が整備するリスクマネジメント体制の下、担当職務の業務内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価した上で適切かつ迅速に対策を実施する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
- ②取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- ③取締役会は、中期目標・経営目標・予算を策定し、代表取締役社長以下取締役はその達成に向けて職務を遂行し、取締役会がその実績管理を行う。
- ④稟議規程に基づく各階層の決裁者間で業務執行内容をチェックし、執行段階での牽制機能が働くようにする。
- ⑤業務執行取締役、執行役員、経営企画室長、管理部長による経営進捗会議を実施し、経営状況を共有するとともに、各組織の活動状況を把握し、取締役自らの業務執行の効率化を図る。

- (5) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ①「関係会社管理規程」を定め、経営企画室及び管理部を中心とした関係会社管理を行い、その自主性を尊重しつつ、重要事項について事前協議を行う。
 - ②管理部が子会社のコンプライアンス体制やリスク管理体制を監視すると同時に、子会社の内部統制システムの状況を確認し、整備・運用を指導する。
 - ③子会社の取締役の職務執行、コンプライアンス体制及びリスク管理体制の状況並びにその他上記①及び②において認識した重要事項に関して、当社の取締役会、監査等委員会等に報告する。
- (6) 監査等委員がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項並びにその従業員の取締役からの独立性に関する事項
- ①監査等委員がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員と協議の上、監査等委員を補助すべき従業員（以下、「補助使用人」という）を指名することができる。
 - ②監査等委員が指定する補助すべき期間中は、補助使用人への指揮権は監査等委員に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。
 - ③補助使用人は、監査等委員会の指揮命令に従って、監査等業務を補佐するものとする。
 - ④当該補助使用人の任免、異動、人事考課、懲罰については、監査等委員会の同意を得た上で行うものとし、監査等委員でない取締役からの独立性を確保するものとする。
 - ⑤補助使用人が監査等委員会の指揮命令に従う旨を監査等委員でない取締役及び使用人に周知徹底する。
- (7) 取締役及び従業員が監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制
- ①当社及びグループ会社の取締役は、監査等委員に重要な会議への出席の機会を提供する。
 - ②当社及びグループ会社の取締役は、監査等委員の要請に応じて監査等委員に対して職務の執行状況を報告する。
 - ③当社及びグループ会社の取締役及び従業員は、重要な法令・定款に違反する事実、重要な会計方針、会計基準及びその変更、会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見したときには、速やかに監査等委員に報告する。
 - ④当社及びグループ会社の取締役は、上記②又は③の報告をしたことを理由として取締役又は従業員を不利に取り扱ってはならない。
 - ⑤監査等委員の職務の執行において生じる費用については、会社法第399条の2第4項に基づくこととし、同条の請求に係る手続きを定める。

- (8) その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ①代表取締役社長は監査等委員と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について情報・意見交換を行う。
 - ②内部監査担当者は会計監査人及び監査等委員と定期的に会合を持ち、情報・意見交換を行うとともに、監査等委員は、必要に応じて会計監査人及び内部監査担当者に報告を求める。
- (9) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方
- ①当社は、(1) ①に基づく「行動規範」において反社会的勢力などと一切関係をもたないことを定め、その順守を取締役及び従業員の義務とする。
 - ②当社の取引先についても確認を行うなど、当社は、公共機関等との間で情報収集・交換ができる体制を構築し、反社会的勢力の排除に寄与することを基本方針とする。

業務の適正性を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①コンプライアンス及びリスク管理体制について

当社では、全社的なコンプライアンス及びリスク管理体制の強化・推進が必要不可欠であるとの認識のもと、「コンプライアンス規程」、「リスク管理規程」を定め、経営企画室を主管部門としてコンプライアンス遵守及びリスク管理体制を構築しており、以下の事項を実施しております。

- ・コンプライアンス及びリスク管理に関する規程、マニュアル等の作成及び周知
- ・社内におけるコンプライアンス及びリスク管理教育
- ・その他コンプライアンス及びリスク管理の推進にあたっての指導及び助言
- ・内部通報制度の整備による法令違反等の早期発見と迅速な対応

②取締役の職務の執行について

取締役会は、16回開催し、取締役6名（うち、社外取締役（監査等委員を除く）1名、社外取締役（監査等委員）3名）で構成されており、各取締役から業務執行状況及び業務管理状況の報告が行われるとともに、重要事項の審議・報告・決議を行っております。社外取締役は、独立した立場から決議に加わりとともに、経営の監視・監督を行っております。

③内部監査の実施について

「内部監査規程」に基づき、社長直轄の内部監査担当者が内部監査を実施しております。また、内部監査担当者が兼務するレーザ・オプティカルソリューション事業部開発製造グループに対する内部監査については、管理部の担当者が内部監査担当者になることで、相互に牽制する体制を採っております。内部監査の結果は代表取締役社長に適時に報告されております。

④監査等委員の職務の執行について

監査等委員会は、14回開催し、社外取締役（監査等委員）3名で構成されており、取締役会への出席のほか、代表取締役及び会計監査人と定期的に会合を持ち、経営課題、監査上の重要課題について意見交換を行っており、監査等委員会はいつでも取締役及び従業員に対して事業の報告を求めることができる体制を整備済みであります。

常勤監査等委員は取締役会のほか、経営進捗会議等の社内重要会議に出席し、業務執行の状況について直接聴取を行い、経営監視機能の強化及び向上を図っていることに加え、会計監査人や内部監査担当者と連携した監査を行い、当社の業務執行状況やコンプライアンスに関する問題点を定常的に監視する体制を整備しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 剰余金の配当の決定に関する基本方針

当社は、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実を図ることが重要であると考えており、設立以来配当を実施していません。配当政策の基本方針としましては、株主の皆様へ安定的な剰余金の配当を実施するとともに、財務体質の強化及び業績の中長期的な向上を踏まえた積極的な事業展開に備えるため、適正な水準まで内部留保を充実することにあります。

(注) 本事業報告に記載の金額は、単位表示未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,698,681	流動負債	348,158
現金及び預金	2,741,356	買掛金	111,351
売掛金	267,192	1年内返済予定の長期借入金	41,250
商品及び製品	161,619	未払金	99,803
仕掛品	95,788	未払費用	4,545
原材料及び貯蔵品	273,398	未払法人税等	1,247
未収入金	94,407	預り金	4,564
前払費用	30,479	賞与引当金	49,875
1年内回収予定の差入保証金	22,415	業績連動報酬引当金	4,482
その他	13,368	本社移転費用引当金	2,574
貸倒引当金	△1,345	資産除去債務	28,463
固定資産	1,867,259	固定負債	317,754
有形固定資産	948,229	長期借入金	288,750
建物附属設備(純額)	24,575	長期未払費用	10,285
機械及び装置(純額)	142,611	業績連動報酬引当金	2,438
工具器具及び備品(純額)	5,765	繰延税金負債	1,034
建設仮勘定	775,276	資産除去債務	15,245
無形固定資産	4,081	負債合計	665,913
投資その他の資産	914,948	(純資産の部)	
関係会社株式	3,372	株主資本	4,890,271
長期貸付金	536,194	資本金	69,740
長期前払費用	329,733	資本剰余金	6,266,721
差入保証金	45,609	資本準備金	6,266,721
その他	40	利益剰余金	△1,445,543
		その他利益剰余金	△1,445,543
		繰越利益剰余金	△1,445,543
		自己株式	△646
		株式引受権	9,756
資産合計	5,565,940	純資産合計	4,900,027
		負債純資産合計	5,565,940

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	1,372,801
売上原価	794,485
売上総利益	578,315
販売費及び一般管理費	904,529
営業損失(△)	△326,213
営業外収益	16,704
受取利息	6,063
為替差益	3,105
その他	25,873
営業外収益合計	25,873
営業外費用	12
支払利息	794
株式交付費	949
資金調達費用	419
固定資産除却損	1,895
租税公課	1,345
貸倒引当金繰入額	5,418
営業外費用合計	5,418
経常損失(△)	△305,758
特別損失	43,772
本社移転費用	5,841
減損損失	1,363
関係会社株式評価損	50,977
特別損失合計	50,977
税引前当期純損失(△)	△356,736
法人税、住民税及び事業税	1,247
法人税等調整額	△836
法人税等合計	410
当期純損失(△)	△357,147

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
2025年4月1日残高	55,482	6,252,463	6,252,463	△1,088,396	△1,088,396
《当期変動額》					
新株の発行	14,257	14,257	14,257		
当期純損失				△357,147	△357,147
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	14,257	14,257	14,257	△357,147	△357,147
2026年3月31日残高	69,740	6,266,721	6,266,721	△1,445,543	△1,445,543

	株 主 資 本		株式引受権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
2025年4月1日残高	△284	5,219,265	—	5,219,265
《当期変動額》				
新株の発行		28,515		28,515
当期純損失		△357,147		△357,147
自己株式の取得	△362	△362		△362
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)			9,756	9,756
当期変動額合計	△362	△328,994	9,756	△319,238
2026年3月31日残高	△646	4,890,271	9,756	4,900,027

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

・ 子会社株式及び関連会社株式…………… 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・ 商品及び製品…………… 移動平均法による原価法

・ 仕掛品…………… 移動平均法による原価法

・ 原材料…………… 移動平均法による原価法

・ 貯蔵品…………… 個別法による原価法

なお、収益性の低下した棚卸資産については、帳簿価額を切下げております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

耐用年数についてはビジネスごとに実態に応じた回収期間を反映し、次のとおり見積もっております。

・ 建物附属設備…………… 2年～15年

・ 機械及び装置…………… 2年～10年

・ 工具器具及び備品…………… 2年～15年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

・ 特許権…………… 8年

・ 商標権…………… 10年

・ ソフトウェア

自社利用…………… 5年

(3) リース資産

所有権移転リース資産は、見積耐用年数にわたって、定額法により減価償却を行っております。また、所有権移転外リース資産は、見積耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、定額法により減価償却を行っております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度末に見合う金額を計上しております。

(3) 業績連動報酬引当金

役員への業績連動報酬の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。

(4) 本社移転費用引当金

本社移転に伴い発生する費用に備えるため、今後必要と見込まれる額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

商品及び製品の販売に係る収益は、主に製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品及び製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品及び製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品及び製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

なお、企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項における代替的な取扱い（出荷基準等の取扱い）を適用し、財又はサービスの国内の販売において、顧客による検収時までの期間が通常の場合の期間は、出荷時点で収益を認識しております。また、輸出による販売においては、インコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しており、開発受託については、顧客の検収を受けた時点で収益を認識することとしております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の会計処理

株式交付費は支出時に全額費用処理をしております。

(2) 外貨建の資産、又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

【表示方法の変更に関する注記】

（損益計算書関係）

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりました「租税公課」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することといたしました。

【会計上の見積りに関する注記】

1. 棚卸資産

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	レーザーデバイス 事業	レーザー・オプティカル ソリューション事業※	共用資産	合計
商品及び製品	160,885	733	—	161,619
仕掛品	95,322	465	—	95,788
原材料及び貯蔵品	273,164	33	200	273,398
評価損	35,721	616	—	36,337

※2026年4月より従来「視覚情報デバイス事業」としていた報告セグメントの名称を「レーザー・オプティカルソリューション事業」に変更しております。この変更は報告セグメントの名称変更のみであり、セグメント情報に与える影響はありません。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①金額の算出方法

棚卸資産に関する収益性の低下による簿価切り下げの方法において、正味売却価額が取得原価より下落している場合には、取得原価を正味売却価額まで引き下げ、取得原価との差額を棚卸資産評価損として売上原価に計上しております。また、販売が合理的に見込めない棚卸資産及び長期間滞留している棚卸資産についても将来の販売可能性を考慮し、販売不能と判断した金額を棚卸資産評価損として売上原価に計上しております。

②主要な仮定

販売計画の立案（見積り）における主要な仮定は、将来販売数量の予測であります。

なお、レーザー・オプティカルソリューション事業の網膜投影製品の販売計画について、当初より予定していた市場への進展が現時点で不透明であることから、販売実績を踏まえ、より保守的な販売数量を正味売却可能数量としております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

将来販売数量は、市場環境の影響を受けるため、前提とした状況が変化した場合には、棚卸資産の評価に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	レーザデバイス 事業	レーザ・オプティカル ソリューション事業※	共用資産	合計
有形固定資産	947,439	0	789	948,229
無形固定資産	4,081	0	0	4,081
投資その他の資産 (長期前払費用)	329,090	0	642	329,733
減損損失	—	5,841	—	5,841

※2026年4月より従来「視覚情報デバイス事業」としていた報告セグメントの名称を「レーザ・オプティカルソリューション事業」に変更しております。この変更は報告セグメントの名称変更のみであり、セグメント情報に与える影響はありません。

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①金額の算出方法

減損の兆候がある資産又は資産グループについて減損損失の認識の判定を行い、減損損失を認識すべきであると判定した場合は帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。

・レーザデバイス事業

レーザデバイス事業に属する固定資産について、前事業年度においては本社費等の配賦後の営業損益がプラスとなったこと、また、使用範囲又は方法の変更の有無及び経営環境の著しい悪化又は悪化する見込みといった状況の有無等により減損の兆候の有無を検討した結果、減損の兆候がないと判断しております。

・レーザ・オプティカルソリューション事業

レーザ・オプティカルソリューション事業に属する固定資産の減損損失の金額を検討するに当たり、当該資産グループにおける回収可能価額を使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローに基づく評価額がマイナスであるため、回収可能価額を零で評価しております。

・共用資産

本社の全社的な資産については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としてグルーピングしております。共用資産に属する固定資産の減損損失の金額を検討するにあたり、全社での収益性が悪化したことにより減損の兆候があると判断しておりますが、減損損失の認識の判定において、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がその帳簿価額を上回っていたことから、減損損失を認識しておりません。

②主要な仮定

当社資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、経営者によって承認された3ヶ年の事業計画及び4年日以降の期間の将来キャッシュ・フローの見積りに将来の不確実性を反映させたものを基礎としております。その主要な仮定は将来の顧客の生産計画及び成長率により算定した予想販売数量であります。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定の1つである予想販売数量は見積りの不確実性を伴うことから、予想販売数量が見込みから大幅に乖離し、資産から得られる将来キャッシュ・フロー見込額が減少した場合には、減損損失が発生する可能性があります。

【貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額	(千円)
建物附属設備	264,042
機械及び装置	817,205
工具器具及び備品	86,861
計	1,168,109
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	(千円)
立替金	1,131
未払金	2,021

【損益計算書に関する注記】

1. 関係会社との取引高	(千円)
営業取引による取引高	
製造原価・販売費及び一般管理費	278
営業外取引による取引高	
営業外費用	1,131

2. 本社移転費用

当社の本社移転に伴うものであり、主に二重家賃であります。なお、本社移転費用引当金繰入額2,574千円が含まれております。

【株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 当事業年度末における発行済株式の総数	
普通株式	41,840,875株
2. 自己株式	
普通株式	829株
3. 当事業年度の末日における株式引受権に係る株式の種類及び数	
普通株式	50,382株
4. 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していない新株予約権を除く）の目的となる株式の種類及び数	
普通株式	1,218,300株

【税効果会計に関する注記】

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 単位：(千円)

繰延税金資産	
繰越欠損金	2,387,437
減価償却超過額	39,581
賞与引当金	17,381
資産除去債務	15,232
フリーレント賃借料	3,584
その他	11,996
繰延税金資産小計	2,475,213
評価性引当額	△2,471,939
繰延税金資産合計	3,274
繰延税金負債	
除去費用	4,309
繰延税金負債合計	4,309
繰延税金負債の純額	1,034

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、営業活動における資金需要に基づき、主に増資と、銀行等金融機関からの借入れにより資金を調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金、未収入金は、取引先の信用リスクに晒されております。また、製品の輸出に伴い一部の営業債権は外貨建てであり、為替の変動リスクに晒されています。

営業債務である買掛金、未払金は、概ね1年以内の支払期日であります。また、一部の営業債務は部材輸入に伴い外貨建てであり、為替の変動リスクに晒されています。

長期貸付金及び差入保証金は、事務所の賃貸借契約に基づき、貸主に差し入れる建設協力金及び差入保証金であり、貸主の貸倒リスクに晒されております。

短期借入金は運転資金、長期借入金は運転資金及び設備投資等の資金の調達を目的としたものであります。

変動金利の長期借入金は、金利の変動リスクにさらされています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、製品の販売にあたり、与信管理の基準及び手続きに従い、回収リスクの軽減を図っております。営業債権については、取引先の信用状況を審査し、取引先別に回収期日及び残高を管理し、円滑かつ確実な回収を図っております。

②資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、資金収支予測を作成し、資金需要を把握しております。

③金利変動リスクの管理

調達時に金利動向を勘案し、固定金利と変動金利の比率を適切に組み合わせることにより、金利上昇が経営に及ぼす影響を一定の範囲内に抑制しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びその差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（子会社株式（貸借対照表計上額3,372千円））は、下記の表には含まれておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未収入金、買掛金、未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期貸付金	536,194	444,147	△92,046
差入保証金 (1年内返還予定の差入保証金を含む)	68,024	38,304	△29,720
資産計	604,219	482,452	△121,766
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	330,000	330,000	—
負債計	330,000	330,000	—

(注) 変動金利による長期借入金は、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

(2)時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
長期貸付金	—	444,147	—	444,147
差入保証金 (1年内返還予定の差入保証金 を含む)	—	38,304	—	38,304
資産計	—	482,452	—	482,452
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金 を含む)	—	330,000	—	330,000
負債計	—	330,000	—	330,000

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

・長期貸付金

契約期間及び契約更新等を勘案し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

・差入保証金

契約期間及び契約更新等を勘案し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

・長期借入金

長期借入金の時価については、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額とほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によるものとし、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。どちらもレベル2の時価に分類しております。

【関連当事者との取引に関する注記】

1. 役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
該当事項はありません。

【収益認識に関する注記】

1. 収益の分解

財又はサービスの種類別に分解した顧客との契約から生じる収益は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	レーザーデバイス 事業	レーザー・オプティカル ソリューション事業※	
DFBレーザー	495,741	—	495,741
小型可視レーザー	243,486	—	243,486
高出力レーザー	259,141	—	259,141
量子ドットレーザー	174,879	—	174,879
開発受託	—	198,603	198,603
網膜投影製品	—	949	949
計	1,173,248	199,552	1,372,801

※2026年4月より従来「視覚情報デバイス事業」としていた報告セグメントの名称を「レーザー・オプティカルソリューション事業」に変更しております。この変更は報告セグメントの名称変更のみであり、セグメント情報に与える影響はありません。

地域別に分解した顧客との契約から生じる収益は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	レーザーデバイス 事業	レーザー・オプティカル ソリューション事業	
日本	433,489	198,052	631,541
米国	208,316	—	208,316
欧州	180,777	—	180,777
中国	172,674	—	172,674
その他アジア	116,665	1,500	118,165
その他北米	39,640	—	39,640
中東	21,685	—	21,685
計	1,173,248	199,552	1,372,801

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	315,198	267,192
契約負債	20,293	—

契約負債は顧客からの前受金（流動負債のその他）であり、収益を認識した時点で取り崩します。当事業年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、20,293千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

(単位：千円)

1年以内	492,901
1年超2年以内	26,048
計	518,949

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額	116.88 円
1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
純資産の部の合計額	4,900,027 千円
純資産の部の合計額から控除する金額	9,756 千円
（うち株式引受権）	(9,756 千円)
普通株式に係る当事業年度末の純資産額	4,890,271 千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた当事業年度末の普通株式の数	41,840 千株
1株当たり当期純損失	8.55 円
1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
当期純損失	357,147 千円
普通株主に帰属しない金額	— 千円
普通株式に係る当期純損失	357,147 千円
普通株式の期中平均株式数	41,773 千株

なお、潜在株式調整後の1株当たり当期純損失については、潜在株式が存在するものの、1株当たり当期純損失のため、記載しておりません。

【重要な後発事象に関する注記】

(資本金及び資本準備金の金額の減少並びにその他資本剰余金の処分)

当社は、2026年5月14日開催の取締役会において、今後の資本政策の柔軟性及び機動性の確保を目的として、資本金及び資本準備金の金額の減少並びにその他資本剰余金の処分を行うことについて、2026年6月24日開催の定時株主総会に付議することを決議しております。その内容は以下のとおりであります。

(1) 減少及び処分の目的

今後の資本政策の柔軟性及び機動性の確保を目的として、資本金及び資本準備金の金額を減少し、これらを原資として繰越利益剰余金への振替（欠損補填）を行うものであります。

(2) 資本金の金額の減少の内容

- ・ 2026年5月13日現在の資本金の額94,467千円のうち84,467千円減少し、10,000千円といたします。

なお、当社が発行している新株予約権が、資本金の額の減少が効力を生ずる日までに行使された場合、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。

- ・ 減少の方法：減少する資本金の全額をその他資本剰余金へ振り替えます。

(3) 資本準備金の金額の減少の内容

- ・ 2026年5月13日現在の資本準備金の額6,291,448千円のうち1,361,075千円減少し、4,930,372千円といたします。

なお、当社が発行している新株予約権が、資本準備金の額の減少が効力を生ずる日までに行使された場合、資本準備金の額及び減少後の資本準備金の額が変動いたします。

- ・ 減少の方法：減少する資本準備金の全額をその他資本剰余金へ振り替えます。

(4) その他資本剰余金の処分の内容

資本金及び資本準備金の額の減少により増加するその他資本剰余金1,445,543千円の全額を、繰越利益剰余金へ振り替えるものであります。

(5) 日程

- ・ 取締役会決議日：2026年5月14日
- ・ 株主総会決議日：2026年6月24日
- ・ 債権者異議申述最終期日：2026年8月中旬（予定）
- ・ 効力発生日：2026年8月31日（予定）

(6) その他

本件は、純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、当社の純資産額に変動はなく、業績に与える影響もございません。

独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

株式会社 Q D レーザ
取締役会 御中

みおぎ監査法人
東京都千代田区

指定社員 公認会計士 渡邊 健悟
業務執行社員

指定社員 公認会計士 山田 将文
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社QDレーザの2025年4月1日から2026年3月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は2025年4月1日から2026年3月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

(1) 監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の説明を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人みおぎ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月18日

株式会社QDレーザ 監査等委員会

取締役監査等委員（常勤） 内田 悟 ㊞

取締役監査等委員 森 大輝 ㊞

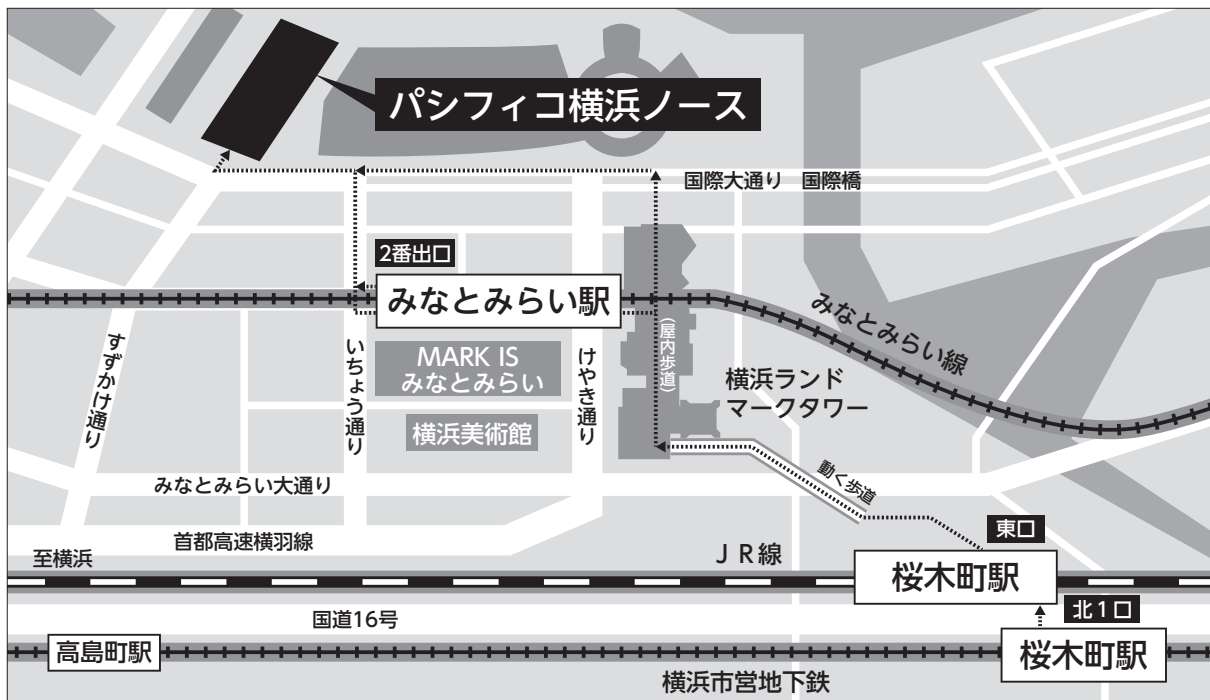
取締役監査等委員 松下 修 ㊞

(注) 監査等委員 内田悟、森大輝、松下修は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 パシフィコ横浜ノース4階 G403/G404
神奈川県横浜市西区みなとみらい1丁目1-2



交通 みなとみらい線 「みなとみらい駅」下車 2番出口(いちよう通り口)より徒歩5分
JR線 「桜木町駅」下車 北改札(東口)より徒歩12分(動く歩道経由)
横浜市営地下鉄 「桜木町駅」下車 北1口より徒歩15分(JR線桜木町駅東口および動く歩道経由)

お願い：当会場には専用駐車場・駐輪場の用意がございませんので、公共の交通機関等のご利用をお願い申し上げます。

株式会社QDレーザ

<https://www.qdlaser.com/>

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。